

次期中期目標期間開始前後のスケジュール（案）

病院：平成 32 年度～平成 36 年度の 5 年間）

【平成 30 年度】

	評価委員会	内容	備考
7 月	第 1 回	平成 29 年度業務実績評価①	
8 月	第 2 回	平成 29 年度業務実績評価②	年度評価結果報告 (9 月議会)
2 月	第 3 回	次期中期目標（素案）	

【平成 31 年度】

	評価委員会	内容	備考
7 月	第 1 回	平成 30 年度業務実績評価①	
8 月	第 2 回	平成 30 年度業務実績評価② 中期目標期間終了時の見込評価 次期中期目標（原案）	年度評価結果報告 (9 月議会)
10 月頃	第 3 回	中期目標期間終了時の検討 次期中期目標（最終案）	次期中期目標 (12 月議会)
1 月	第 4 回	次期中期計画	次期中期計画 (2 月議会)

(参考)

○地方独立行政法人法(改正法 H30.4.1 施行)

(中期目標)

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。